

# 司法試験委員会会議（第11回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

## 1 日時

平成16年10月7日（木）14：15～16：20

## 2 場所

最高検察庁大会議室

## 3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）浅海保，小幡純子，神垣清水，長谷川真理子，本間通義  
（敬称略）

（幹事）大谷晃大，椋嶋裕之，村上正敏（敬称略）  
（議題2についてのみ出席）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付（幹事兼任），丸山嘉代人事課付，  
古宮義雄試験管理官

## 4 議題

- (1) 平成16年度司法試験第二次試験論文式試験合格者の決定について
- (2) 併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験合格者数に関する方針について
- (3) 司法試験受験特別措置検討会構成員の委嘱等について
- (4) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について
- (5) 司法試験第二次試験考査委員の推薦について
- (6) 平成16年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて
- (7) その他報告案件

## 5 配布資料

- 資料 1 法曹養成検討会メンバー（11人）【首相官邸ホームページ抜粋】
- 資料 2 司法制度改革推進本部顧問会議（第17回）議事概要【首相官邸ホームページ抜粋】
- 資料 3 法曹養成検討会（第18回）議事録
- 資料 4 法曹養成検討会（第19回）議事録
- 資料 5 法曹養成検討会（第20回）議事録
- 資料 6 司法試験に関する意見の整理
- 資料 7 平成15年度司法試験第二次試験結果について
- 資料 8 司法試験受験特別措置検討会要領（案）

資料 9 司法試験受験特別措置検討会委員候補者名簿

資料 10 個別の受験資格審査の概要

資料 11 平成16年度司法試験（第二次試験）考査委員推薦候補者名簿

## 6 議事等

### (1) 平成16年度司法試験第二次試験論文式試験合格者の決定について

平成16年度司法試験第二次試験論文式試験について、及落判定考査委員会議の判定に基づき、合格点136.50点以上の1,536名を合格者とするのが決定された。

「司法試験の受験手続及び運営に関する規則」第11条に基づく合格者の受験番号の官報公告は、10月20日（水）付け官報により行うこととされた。

### (2) 併行実施期間中の現行司法試験及び新司法試験合格者数に関する方針について

幹事代表から、席上備付け資料中の「司法制度改革審議会意見書」「司法制度改革推進計画」及び配布資料1～6を基に、以下の点を中心に説明があった。

「司法制度改革審議会意見書」では、

法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があるとして、具体的には、平成16年には合格者1,500人を達成することを目指し、さらに、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきであるとされた。

新たな法曹養成制度の中核となる法科大学院の教育内容及び教育方法については、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院の課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきであるとされた。

現行司法試験については、新制度への完全な切替えに至る移行措置として、現行司法試験の受験生に不当な不利益を与えないよう、新司法試験実施後も5年間程度は、これと併行して引き続き実施すべきであるとされた。

同意見については、これを最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととし、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手する旨の閣議決定がされた。

その後、同意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革に関し政府が講ずべき措置を示すものとして、「司法制度改革推進計画」が閣議決定された。上記問題に係る部分は、以下のとおり。

「法曹人口の拡大」として、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すこととされた。

司法試験については、法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし、ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとして、所要の法案を提出することとされ、司法試験法が改正された。

司法制度改革推進本部に設置された法曹養成検討会においては、第18回ないし第20回（資料3ないし資料5）において議論されており、各回の議事の概要は以下のとおり。

・第18回

現行司法試験については、平成16年と17年に合格者数を1,500人出すという制度設計になっているが、平成18年において現行司法試験の合格者が1,500人である必要はなく、むしろ減っていくというイメージである、というのがこの回の方の意見であった。

・第19回

移行期間中の現行司法試験の実施は、現在の受験生に不当な不利益を与えないという趣旨であって、現在の学部の学生が、現行司法試験を受けるといって現行の受験者が増えるということは、その制度設計には入っていない。現行司法試験の合格者は、平成18年から減らしていき、数の上でも新司法試験が根幹になるというイメージだという意見が大方の意見であった。

ただし、平成18年については別途の考慮が必要であり、同年から現行司法試験の合格者を大幅に減らすことは問題があるという意見も出された。すなわち、現行司法試験受験者に対しては、3回の受験回数は保証すべきではないかということと、新司法試験の受験者に対しても2年コースと3年コースとで同じような合格率とするようにバランスを図るべきではないかということとを理由とする。

一方、別の委員から、平成19年から思い切って新司法試験の合格者を増やす必要があるのではないかと、あるいはアナウンス効果もねらって、平成18年から現行司法試験の合格者数を大幅に減らすべきではないかといった意見、2年コースの学生の数を見極めて検討するべきではないかといった意見も出された。

座長から、この問題については、最終的には司法試験委員会が立ち上がったなら、そこで検討していただくものとして、機会があれば検討したいとされた。

・ 第 2 0 回

これまでの意見を踏まえて、「司法試験に関する意見の整理（案）」（資料 6 の 1 枚目）が協議された。

案について、ある委員から、この問題に関しては不確定要素が多すぎるため判断が難しいとされた。つまり、2 年コースの受験生が何人いるのか分からない、新司法試験の受験者数も分からない、法科大学院の教育の質についても分からない、現行司法試験でどの程度の数が受験するのか、またその受験者の力の程度も分からないといったことから、このような取りまとめが可能かどうか分からないといった問題提起がなされた。したがって、平成 1 8 年の現行司法試験の合格者数については相当程度減るとい程度のコンセンサスしか形成できないのではないかという意見が出された。

これに対して、別の委員から、その批判は新しい司法試験の合格者数をどう設定するかという問題についてであって、現行司法試験の合格者の枠をどう設定するかという問題とは違うのではないかと、要するに、既に受験準備を開始している現行司法試験の受験者に不利益にならないような数であればいいのではないかという反論が出された。

また、ここでどういった数が不利益にならないのか、ということが議論され、5 0 0 人程度であれば、不利益に当たらないのではないかと、といった意見が出されたが、なぜ 5 0 0 人程度が不利益に当たらないのかという理由については、ごく大ざっぱに言って、合格者が 1 , 5 0 0 人になって 2 年続くのであれば、それ以降も数百人が合格するのであれば、救済としては十分ではないかという意見が出された。

最終的には、資料 6 の 2 枚目のとおり取りまとめられ、当初案では人数を明記することとなっていたものが、「年間数百名程度」として取りまとめられた。なお、この「数百」については、5 0 0 ~ 6 0 0 というイメージであるとの意見が出されている。

こうして取りまとめられた資料 6 の 2 枚目の「司法試験に関する意見の整理」は、新司法試験については一切触れられておらず、現行司法試験の数をどうするのかということだけに限定されたものとして出された。その内容であるが、第 2 の 1 において、移行期の現行司法試験は、「受験者に不当な不利益を与えないようにするとの観点から引き続き実施される」ものであることを確認し、第 2 の 2 において、「年間数百名程度とし、毎年漸減させることとしても、現在の受験者に不当な不利益を与えることにはならないものと考えられる」としている。

最後に、座長は、この「司法試験に関する意見の整理」を司法試験委員会に引き継ぎたいとし、ただ、司法試験の実施主体は司法試験委員会なので、この取りまとめを尊重されることを期待するが、司法試験委員会における検討を拘束するものではないと発言している。

先般 9 月 8 日の司法制度改革推進本部顧問会議（第 1 7 回）において

も新旧司法試験の併存期間の合格者数について若干議論がなされた。資料2が、その議事概要であるが、そこで最終的な取りまとめとして、「法科大学院が基幹的な高度専門教育機関であるとの趣旨に照らし、その成長発展を促すとの国の方針にのっとり、関連諸制度の運用が図られるべきであり、特に、平成18年から始まる新司法試験の実施の在り方もこのような観点から検討されるべきである。」との要望が述べられた。

続けて、幹事代表から、幹事会合における検討結果について報告があった。概要は、以下のとおり。

この問題について、幹事間で、これまで議論を重ねてきた。本来なら、選択科目の選定の時と同様、幹事としての意見を取りまとめて、幹事案というようなものを提示することができれば良かったのだが、幹事間でもいろいろな考え方があり、幹事全員一致の意見というものを集約することができなかつた。そこで、これまでの幹事会合における議論の概要を報告することにより、今後の委員会における議論の参考に供していただきたい。

まず、平成18年の受験者については、2年コースの者のみが受験することとなるため、入学者の4割程度の者しか受験しないものと見込まれ、新司法試験の本来の姿とは異なる。また、平成18年の受験者と平成19年以降の受験者との間で、合格率に格段の差が生じる場合、試験制度の安定性・公平性という問題がある。

次に、法曹人口については、平成22年ころには、年間3,000人程度を目指す、としている。具体的には、今年、来年と1,500人ベースで合格者を増やした後、平成22年ころには3,000人とするという目標が定められている。ただ、この点については、意見書や推進計画でも言われているように、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、ということであるので、そのような見定めなしに早期に急激に増加させるということとは不適當である。したがって、平成17年から平成22年にかけて各年度間の合格率の公平性等に配慮しつつ、計画的に合格者数を増加させていく必要がある。

これらのことをベースにすると、総合格者については、まず新司法試験が始まる平成18年には、新しい司法試験を受ける受験予定者数もかんがみ、前年より若干多めとして、その後毎年400人ないし500人程度増加させていき、平成21年には、3,000人に極めて近い数字を達成するということが考えられる。

一方、現行司法試験の合格者数については、今年・来年と各1,500人程度の合格者を輩出することを踏まえ、これを思い切って半減しても不当な不利益とはいえないと考えられる。ただ半減するとなると750人になるが、10人単位の枠は中途半端であり、取りあえずの枠として、800人が考えられる。以降これを半減させていく。そうすると最後の平成22年については、50人ということになるが、この場合、枠

としての規模が小さくなりすぎる，あるいは研修所のクラスを組むのに新旧を一緒にするわけにはいかないので，クラス編成の点でも問題がある。そうしたことから，最終年度には，100人という枠も考えられる。

他方，新司法試験の合格者数について，法科大学院の入学者が全員，新司法試験を受験する，その場合，卒業した年から新司法試験を受験を始め，不合格の場合は引き続き受験する，ある時期に受験する者は，その時点の受験回数にかかわらず，すべて同一の合格率とするという前提でシミュレートすると，併行実施期間が終了して新司法試験に一本化されるころになると，いわゆる単年度の合格率については，大体これが20%前後になる。また，ある年に法科大学院に入った人が3回の受験機会に通る確率という観点からみると，合格率は，大体50%ということになる。新司法試験の受験者間の公平性を勘案すれば，併行実施期間中の各年の合格者数についても，大体この割合を基準にするのが相当と考えられる。ただ，このような考え方でいくと，平成18年の新司法試験の合格者数については，500人程度が相当ということになる。しかし，法科大学院への誘導効果，新しい法曹養成制度を育てるという観点から，政策的な配慮をすれば，500人というのでは少なすぎて，これを800人程度に上げるということも考えられる。その後新たに参入してくる新司法試験の受験者数の増加等にかんがみ，次の年は，これを1,600人に倍増するなど思い切って増やし，その後，3,000人を目指して数百人ずつ徐々に増やしていくということが考えられる。

以上のような考え方やこれを基にしたシミュレーション（初年度の新司法試験合格者数を500人，800人，1,000人としたもの）などをベースにして，更に幹事会でいろいろ議論した結果，新しい法曹養成制度を育てていくという観点からこの問題を考えていかなければならないということについては，幹事としてだれ一人として反対する者はいなかった。ただ，実際どうやって増やしていくかということでは，今説明したような内容の方向性でおおむねいいのではないかと考える者もいれば，各年度の合格率における公平性というのはきちりと守るべきではないか，それは第1回に受けた人だけがほかの機会に受けた人に比べて非常に有利になるというのはやはり不公平ではないかという観点から，基本としては，新司法試験の合格者は初年度500人という形にすべきではないかという意見が出される一方，新しい法曹養成制度を育てる，これから法科大学院へ誘導していかなければいけない，これからはそういう観点をもっとアピールすべきだと，そういう政策的な配慮から，初年度1,200人程度としてはどうか，そして，次年度以降，更に総合合格者数を増やしていき，もっと早い時期に3,000人に達成するような形で合格者数を決めていったらどうかという意見も出された。

別の幹事から以下のとおり補足説明があった。

初年度1,200人の案というのは，私が申し上げたが，具体的には，

新試験を1,200人、旧試験を500人にするというものである。また、平成19年の合格者についても、若干、議論になり、私の方からは、2,400人と300人という形の意見を出した。平成19年段階については、司法修習の実務修習の受入れという観点も考える必要があるのかどうかという議論もあった。そういう点も踏まえながら、2,400人という数を出したが、その後は、なだらかにという形で、20年については、2,600人という意見を申し上げた。

幹事代表から以下のとおり補足説明があった。

委員会においては、今回の問題の取りまとめの形がどうあるべきかについても御議論いただいた方が良いのではないかと。移行期間全期間について、その数字を5年分しっかり明示してしまうことがいいのかどうか、こういう数字を出すのは3年分程度にして、あとはざっくりとした形の、例えば文章で補うという方法も考えられる。それから、不確定要素が多すぎるので、委員会で決めた案というものの見直しをどのように考えるのかということも議論していただいた方が良いのではないかと。更に、幹事会合では、800人であるとか、1,200人であるとか、確定値を出して議論したが、そういう形が果たしていいのかどうか、そういったことも御議論いただければと思う。

なぜこういう不確定要素が多い中で、こういうものを委員会として、公式に発表しなければならないのかという目的を考えた場合、これから司法試験を受験していく人たちが、その進路選択をする上での一つのメルクマールを与えるという意味合いで出すのだらうと思うが、そのような目的にも関連して、見直しをどういうふうにするのか、数の置き方をどうするのが適当なのかという点も御議論に含めていただければと思う。

( 委員長 , 委員 , 幹事 )

いろいろな議論を含んでいるので詳しい議論は次回以降ということにしたいが、質問やお気付きの点があればどうぞ。

合格者の数字を発表するということがどのような機能を果たし、影響力を持つのか。あるいは、どの程度の修正の可能性があるのか。

合格者の数字を公表することには、受験者がこれから新司法試験を受けるのか、旧司法試験を受けるのかという選択の際の便宜という面で意味がある。しかし、数字を公表していながら将来的にそれが大幅に変わってしまうというのでは、何のために公表したのか分からなくなってしまう。しかも、不確定要素が極めて大きい。実際に平成18年にどれくらいの人数が新司法試験及び現行試験を受けるのかも判然としない。修正の幅をどの程度認めるのかということは、何

のために公表するのかという目的との兼ね合いで決めていく必要がある。

例えば長期のシミュレーションをやると、ある一年度で受ける受験生の中でざっと合格率20%というふうな数字が出てくる。ただ、3年間受けることができるのだから、ある人を中心に考えて3年間受けて合格する率から考えてみると、大体50%程度になる。それは3,000人合格するのに対して法科大学院の出身者が6,000人前後であれば、半分合格するのは当然だということだが、そのところが問題である。要するに、最初問題にされていた70%程度が合格するというのは、そういう意味で3年間受け続けて70%合格するということを頭に描いていたのか、それとも法科大学院を出れば最初の試験で70%ぐらい合格するということを頭に描いていたのかというイメージの違いがある。

先ほど説明したとおり、7,8割というのは、7,8割の者を合格させなさいという実施者側に対する指示ではなく、あくまでも法科大学院側に対するメッセージであって、厳格な成績評価、厳格な修了認定が行われるということを不可欠の前提とした上で、法科大学院ではその課程を修了した者のうち相当程度、例として7,8割といった人が新司法試験に合格できるように、充実した教育を行うべきだという取りまとめである。

そのとおりだが、それなら、法科大学院は全体として70%が合格するような人しか卒業させないという前提でシミュレーションすればいい。今聞いたところではそうではなくて、入学してきた人を全部卒業させるという形でシミュレーションしている。要するに前提が違ってきている。確かに法科大学院に対する努力目標なのに、司法試験の方でもっと合格者数を増やせという要請がきており、何か変な感じがする。

3,000人の話と7,8割の話は、別々のものではなくて、同じ意見書の中で言われている。これを考えると、この議論をされた背景には、大体4,000人程度が司法試験を受験するようなその程度の法科大学院を想定していたのではないか。その前提が現に崩れてしまったということ。

7,8割というのは確かに法科大学院に課せられた目標だが、法科大学院がきちんと第三者評価を受けて自分で厳選して人を輩出して、7,8割という人数が絶対評価的に実現できれば良いが、この制度はそうではなくて、人数が先に決まる、つまり平成22年ごろに3,000人という数字から決まってくる合格者数がある。結局、矛盾するところから出発しなければいけない。

消費者的な学生の立場になってみると、これは日本が司法制度改革ということで立ち上げて、初めは、例えば7,8割のような制度設計をしようと言った。その設計についてだれが責任を持つかということだが、そのあと法科大学院が

たくさん認可され、修了者がたくさん出そうな状況になった。一つの国がやっていることが結局ちぐはぐになって、一番初めに言った司法制度改革の理念が実現できないということになる。これは少し前から言われてはいるが、学生達にしてみれば、詐欺のような、だまされたようなものだと感ずるのは無理はない。国が制度を立ち上げて、それにのっとなって国の機関が皆、文部科学省、法務省、司法試験委員会とかかわっていった結果、7、8割合格という制度設計が全く実現できないということになってしまっている。この3,000人という枠がある以上は、非常に難しく、矛盾する条件の中であがいているというような感じ。

法曹の質というのは、やはり一定の質を確保しなければならない。法曹の質が悪くなると被害を受けるのは結局国民ということになる。だから、それだけの水準に達した人をそろえないといけない。3,000人のセットをしたことがいいか悪いかという別の議論はあるとは思いますが、司法制度改革で識者の知恵を集めて3,000人ということが決められたわけだし、政府の方針として決まって、私もこういう委員会の委員としてやっていく以上は、それを前提として考えている。平成22年ごろに3,000人という枠を安易に崩してこられると議論ができなくなってしまうし、やはりそれだけのしっかりした人材をそろえるということは考えておかなければいけない。ここは新司法試験の在り方にかかわる大切なところである。学生には厳しいかもしれないがこの線は譲れないと思う。

新司法試験と旧司法試験の混在する期間にどれだけ新司法試験制度に早い段階から多くを割り当てていくか、それとも旧司法試験制度にもある程度、救済的な役割を是認しながら、一定の人数を残していくかと、その議論はこれからしていくが、いずれにしても将来の形として、こういうふうを増やしていくんだということはやはり言うておいてあげないと、現に18年から受験する人は試験が目の前に迫ってきている。しかし、3,000人の枠をこの段階で安易に広げるわけにはいけないので、法科大学院の中で切磋琢磨していい学生を送り出して、そしてそういう良い大学がたくさんの合格者を出すという形にしたい。ただより方法がない。そここのところは我々の委員会としては譲れないような気がする。シミュレーションの仕方も将来は変わってくるかもしれないから、余り先のことは言えないかもしれない。

司法制度改革審議会の意見では、3,000人が上限ではないというのは書いてある。だから、余り先までシミュレーションする必要はないと思う。3,000人が絶対超えられない上限ではないという言い方で平成22年には3,000人という言い方をしているのだから、余り先までシミュレーションしても無意味だと思う。個人的には法曹人口はそのぐらいが良いところだろうと思うところはあるが、法科大学院という制度を考えるとそれでは難しい。

顧問会議とか法曹養成検討会の議事録を資料として出していただいた。これは今後の我々の議論に非常に参考になると思うが、これがどの程度当委員会の意見に拘束力を持つかということについては、基本的には拘束力は持たないと考えていいのだろうか。仮に拘束力を持たないとしてももちろん貴重な意見として参考にはなるが。あと、こうしたことについて他で公式に議論をしている場はあるのか。

承知している限りにおいては無い。

我々司法試験委員会は、非常に困難な役割を与えられている。つまり法科大学院制度は、本来の制度の発足の時の趣旨と、現実の運用と大分差が出てしまっている。それをどうすり合わせしたらいいのかということだから、なかなかうまくいかない。いろいろな意見を集める必要があるだろう。ただ当面公に述べられているのが司法制度改革審議会意見書や法曹養成検討会の意見の取りまとめであれば、これを十分生かすということになる。あともう一つは、例えば考えるべき論点というようなものについてはある程度早期に発表して、それについてのいろいろな世の中の意見を求めるということも考えられる。

法科大学院に水準に達しない学生をどういうふうに扱うのかというところを単刀直入に聞いてみるというのも一つの手かもしれない。

現状は6,000人の学生数で3,000人の合格だから7割というのはあり得ない数字だが、その6,000人の学生数が、第三者機関が評価するということや自然淘汰ということで、必ずしも5年後に維持されず、4,000人程度の枠にふさわしい学生数ということになってしまう可能性がある。そうすると、7割というのは十分出てくる数字でもあるというふうに考えると、5年後までの話をする必要は特にはないのではないかと。誘導を与えるという意味で、一番大事な年である初年度の平成18年と19年に論点を絞って話をした方がいいのではないかと。

当面の2,3年をこのぐらいのことで考えておくという我々の態度表明だけでもいいのかもしれないということか。

法科大学院の学生の見極めが非常に難しい。ある程度旧来の司法試験のレベルというのも分かっているし、今の司法試験の問題検討会で問題のサンプルも作っている。そうすると法科大学院から既修者コースの中間テストのようなデータがある程度出してもらえれば、議論の資料にはなるのかなと思う。

プレテストをやれば、ある程度の見通しはつくが。

既修者の実力の参考になるのが夏の試験しかない。新司法試験までにあと2年もあるので、その間には実力も伸びるはず。来年の夏のプレテストくらいになると、大分既修者の実力も分かってくるかと思うが、今年の学内試験結果を参考にするのは多少きつい。

司法試験委員としてやれることは何なのかと考えたとき、総合格者数の枠を、何とかもう少し大きくしてくれないかという話ぐらいではないかという感じがある。つまり、3,000人というのは閣議決定だし、例えば7,8割ということ世の中に流していたという事実もある。この枠組みが既にできた上で、この委員会があるわけだから、我々が何を言っても動かさないものを言っても仕方がない。この委員会でどの数字は動かせるのか、どの数字は動かせないのか。例えば3,000人だとしていつまでもないということであれば、じゃあ、いつからなら動かせるのか一応明らかにして議論をしないと、全然我々の権限のないところで議論をしても無意味な話。そこを、もう一度確認をしながら議論すべきだという気がする。

当面、平成22年までぐらいをメドとすれば、我々には、3,000人を例えば5,000人にするとかそういう議論はできないのではないかと。結局3,000は3,000で大体のメドとして、まあ若干の百、二百を動かすのは別として。あと現行試験と新試験との割り振りをどのように決めていくかということしかない。その割り振りのやり方である程度新試験を有利になるようにセットしていくか、かなり厳しいセットにしていくか、その選択しか恐らくできないような気がする。それでは、いろいろと御意見も出たが、本日の協議結果も踏まえて、引き続き検討していきたい。

### **(3) 司法試験受験特別措置検討会構成員の委嘱等について**

事務局から、資料8及び資料9について説明がなされ、協議の結果、司法試験受験特別措置検討会の開催について資料8のとおり決定された。また、同検討会委員については、配布資料9のとおり了承された。

### **(4) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について**

事務局から、司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第1条第15号による同試験の免除に関する個別の受験資格審査の申請状況及びその内容について説明があった。協議の結果、当日協議の対象となった5名の申請者中2名について、上記規定に基づき同試験を免除することが決定された。

審査結果については、事務局から申請者に対して通知することとされた。

### **(5) 司法試験第二次試験考査委員の推薦について**

平成16年度司法試験（第二次試験）考査委員として、資料11記載の

候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

**(6) 平成16年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて**

事務局から、平成16年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者に対して、今後1年間司法試験を受けることができない旨の委員会決定が通知されたこと等が報告された。

**(7) その他報告案件**

新司法試験問題検討会選択科目グループの検討状況等について事務局から報告があった。

**7 次回の開催日程等について**

次回の第12回司法試験委員会会議は、11月9日(火)午後2時から開催することが確認された。

(以上)